

令和7年度佐賀県介護職員等による喀痰吸引 等の実施のための第三号研修業務委託仕様書

本仕様書は、佐賀県が「令和7年度佐賀県介護職員等による喀痰吸引等の実施のための第三号研修業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

この研修は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第10条に定める「介護の業務に従事する者」に対して、同法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。）附則第4条表中「第三号研修」に係る規則別表第三に定める「基本研修」、「実地研修」及び本研修に係る指導者を養成する「指導者養成研修」を実施することにより、法附則第10条に定める「認定特定行為業務従事者」となるために必要な知識及び技能を習得させ、居宅及び障害者支援施設等において、安全かつ適切に喀痰吸引等の医行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

（1）研修は、以下の3研修とする。

① 基本研修（現場演習含む）：2回（受講者60名程度）程度

居宅及び障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成する。

② 実地研修

利用者本人の所在地において、指導看護師との調整のもと随時実施する。
（以前の研修の未修了者に対する研修を含む）

③ 指導者養成研修：2回（受講者30名程度）程度

喀痰吸引等の研修において指導にあたる者を養成する。

※研修実施回数については、受講者の応募状況を勘案し、適宜協議のうえ決定するものとする。

（2）受講対象者

ア 「①基本研修（現場演習含む）」、「②実地研修」の受講対象者は以下のいずれも満たす者とする。

- (ア) 別表 1 の佐賀県内施設・事業所に所属し、特定の者を対象に喀痰吸引等の業務を行う介護職員等であること。
- (イ) 上記 (ア) のうち、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）、主治医、書面による主治医の指示を受けた看護師及びその所属する事業者等の管理者から研修受講にあたって書面による同意書を得ている者。
- (ウ) 受講を希望する介護職員等の属する事業者が、安全の確保のため以下の体制を整備していること。
 - a 利用者本人が在宅の場合は、利用者ごとに医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなどの訪問看護事業所等との安全確保体制を整備していること。利用者本人が施設に入所している場合は、関係者からなる安全委員会を設置していること。
 - b 適切な医学的管理の下で、利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制をとっていること。
 - c 利用者毎に、たんの吸引等に関し一般的な技術の手順書を整備していること。
 - d 指示書や指導助言の記録を作成し、適切に管理・保管していること。
 - e ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、関係者による実施体制の評価、検証を行っていること。
 - f 緊急時の対応の手順を定めており、その訓練を定期的に行うと共に、夜間をはじめ緊急時の連絡体制を構築していること。
 - g 感染の予防等、安全・衛生面の管理をしていること。

イ 「③指導者養成研修」の受講対象者は以下の者とする。

上記アの研修を受講する者からの依頼により、研修受講の同意をした主治医、主治医から指示を受けた看護師等（以下「指導看護師等」という）。

(3) 研修内容

① 基本研修

ア 基本研修（講義及び演習）

- (ア) 規則別表第三の研修内容及び別表 2 の時間数以上の講義・演習を実施する。
- (イ) 8 時間の講義終了後に、講義の修得状況の確認のため、筆記試験及び採点を行う。
- (ウ) 研修講師は、以下のいずれかに該当する者であること。
 - a 佐賀県が過去に実施した指導者養成研修を修了した者
 - b 厚生労働省が実施した介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業指導者講習を修了した者

- c 他県の指導者養成研修を修了する等、上記 a、b 該当者と同等の能力を有すると認められる者
- (エ) 研修テキストは、厚生労働省が平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習事業において作成した「喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）」又はこれと同等以上のテキストを用いる。
- (オ) シミュレーター演習の実施に当たっては、吸引装置、その他演習に必要な機器を用いる。（県所有物品の無償貸与可。）
- イ 基本研修（現場演習）
 - (ア) 上記アの（イ）の筆記試験を合格した介護職員等に対し、利用者の居宅や施設等の現場において、指導看護師等が行うたんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）（以下「喀痰吸引等」という）等のうち、今回の研修目的である特定の手技を見ながら、利用者が日頃行っている手順に応じた演習を行わせる。その際は、ペットボトル等で制作した簡易なシミュレーター器具等を置き、利用者の使用している機器を利用して行わせる。
 - (イ) 上記（ア）の演習を受けた介護職員等に対し、利用者ごとの実施方法を考慮したうえで、指導看護師等が評価を行い、「手順どおりに実施できる」と認めるまで演習を行わせる。なお、その際の評価票は、別添 1 とする。

② 実地研修

- ア 現場演習において、「手順どおりに実施できる」と認められた介護職員等に対し、特定の者ごとの実施方法を考慮したうえで、書面による主治医の指示を受けた指導看護師等の指導により利用者が必要とする喀痰吸引等の実習を実施する。
- イ 実地研修を受けた介護職員等に対し、特定の者ごとの実施方法を考慮したうえで、指導看護師等が評価を行い、「手順どおりに実施できる」と連続 2 回認めるまで実習を行わせる。なお、その際の評価票は、別添 2 とする。
- ウ 実地研修において連続 2 回「手順どおりに実施できる」と認めた介護職員等に対し、研修修了証明書を交付する。

③ 指導者養成研修

- ア 実地研修における指導看護師等に対し、実地研修前に必要に応じて 2 回以上実施する。
- イ 厚生労働省が平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習事業において作成した「喀痰吸引等指導者マニュアル 第三号研修（特定の者対象）」又はこれと同等以上のテキストを用いて、同事業により実施された講習と同等以上の内容の講習を実施する。

ウ 研修を修了した指導看護師等に対し、研修修了証明書を交付する。

(4) 研修開催に係る事務の実施

研修開催に係る以下の事務を行う。

① 研修全般

- ア 各研修カリキュラムの企画、立案、それに伴うスタッフ会議の開催
- イ 受講者のとりまとめ・グループ分け・受講決定通知の送付
- ウ 研修中の行為について対象となる損害賠償保険への加入
- エ 受講者名簿の作成及び管理
- オ アンケートの配布・集計、集計結果の県・研修講師への送付
- カ 研修終了後、受講者の名簿を紙及び電子データで県に提出
- キ 県が実施する喀痰吸引等研修実施委員会における委託先の研修業務担当者の委員への就任及び委員会への出席（必要な場合には資料作成も伴う。）

② 基本研修

- ア 研修会場の確保
- イ 講師の選定及び依頼（講師病欠等の際の講師調整も含む）
- ウ 研修の準備（資料等の作成）
- エ 研修講師への資料等の配布
- オ 講師への講師派遣依頼及び報償費・旅費等の支払い
- カ 研修会場の設営等
- キ 研修会の運営（当日の進行管理等）
- ク 基本研修後の筆記試験の実施及び採点の補助
- ケ 研修を修了した介護職員等に対する修了証明書の作成、交付
- コ 現場演習における指導看護師等との調整
- サ 現場演習の修了を確認後、受講証明書の作成・発行
- シ 演習等で使用する物品の手配（購入）及び準備

③ 実地研修

- ア 実地研修の実施に係る調整
- イ 研修修了証明書の作成・発行

④ 指導者養成研修

- ア 研修会場の確保
- イ 研修日前の準備（資料の作成を含む）
- ウ 研修会場の設営等
- エ 研修会の運営（当日の進行管理等）
- オ 研修修了証明書の作成・発行

4 協議

受託者は、研修内容、実施回数、日程、講師の選定、資料代徴収、その他研修の実施に必要な事項について、委託者と協議のうえ決定する。

5 実績報告書の提出

受託者は、業務を完了したときは、速やかに実績報告書を提出する。

(別表1)

「特定の者対象研修」の対象施設・事業所種別

分 野	事業所形態	事業種別
障害者	施設	・ 障害者支援施設 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 特別支援学校 ・ 障害児施設（医療機関を除く）等
	在宅系サービス	・ 居宅介護事業所 ・ 重度訪問介護事業所 等
高齢者	在宅系サービス	・ 訪問介護事業所 ・ 通所介護事業所 ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 夜間対応型訪問介護事業所 ・ 訪問入浴介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型通所介護事業所 等

(別表2)

基本研修時間数

科 目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2. 0
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6. 0
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習	2. 5
合 計	10. 5